



厚生労働省 群馬労働局発表
平成28年1月28日

報道関係者 各位

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課
	監督課長 遠藤 光
	監察監督官 八田 孝幸 電話 (027) 896-4735

平成27年の司法（送検）処理状況について

群馬労働局(局長 内田 昭宏)では、群馬労働局管内7労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として捜査し、平成27年中に、前橋地方検察庁へ送検した状況(「司法処理状況」)をとりまとめたので発表します(詳細は別紙を参照)。

群馬労働局では、法定労働条件の履行確保や災害多発業種に対する重点的な災害防止対策を推進しているところですが、今後も重大・悪質な法令違反については、積極的に送検をする等厳正に対処する方針です。

平成27年に地方検察庁に送検した件数は18件(対前年比+2件)

(1) 労働基準法等違反(最低賃金法違反を含む※)事件

9件 (前年比 +1件)

(2) 労働安全衛生法違反事件

9件 (前年比 +1件)

※ 地域別最低賃金に係る違反(最低賃金法第4条第1項違反)の罰金額(50万円以下の罰金)については、労働基準法第24条違反(定期賃金不払い)の罰金額(30万円以下の罰金)を上回っているため、支払賃金額が地域別最低賃金額未満である場合(不払の場合を含む。)には、特別法である最低賃金法違反の罪として処理している。

(参考)

「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ送検するための処理のことです。

労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う」旨規定されています。

1 司法事件の内容（表 1 参照）

(1) 労働基準法等違反（最低賃金法違反を含む）被疑事件（9件）

平成27年中に送検した労働基準法等違反被疑事件は、賃金不払（定期賃金又は時間外労働に対する割増賃金）が8件であり、休日労働が1件であった。

(2) 労働安全衛生法違反被疑事件（9件）

平成27年中に送検した労働安全衛生法違反被疑事件の内容は、墜落・転落防止措置に関するもの、車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用したものが各2件、車両系建設機械との接触防止措置に関するもの、高所作業車の作業計画に関するもの、伐木作業における保護帽の着用に関するもの、有害業務における作業主任者の選任に関するもの、機械作業において危険防止措置を怠ったものが各1件であった。

2 司法事件の業種別内訳（下表参照）

業種別に見ると、製造業及び建設業が5件と最も多く、次いで運送業が3件となっている。

	製造業	建設業	運送業	その他	合計
労働基準法等違反	3	1	3	2	9
労働安全衛生法違反	2	4		3	9
合 計	5	5	3	5	18

3 司法事件の年別推移（下表参照）

	22年	23年	24年	25年	26年	27年
労働基準法等違反	12	7	10	6	8	9
労働安全衛生法違反	15	8	7	6	8	9
合 計	27	15	17	12	16	18

4 添付資料

平成27年送検事例

(表 1) 司法事件の内容

労働基準法違反事件	9 件
賃金（定期賃金・割増賃金）不払に関するもの （最低賃金法第 4 条、労働基準法第 2 4 条、労働基準法第 3 7 条）	8 件
休日労働に関するもの （労働基準法第 3 5 条）	1 件
労働安全衛生法違反事件	9 件
墜落・転落防止措置に関するもの （労働安全衛生法 2 1 条、死亡災害）	2 件
車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用したもの （労働安全衛生法第 2 0 条、死亡災害）	2 件
車両系建設機械との接触防止措置に関するもの （労働安全衛生法第 2 0 条、死亡災害）	1 件
高所作業車の作業計画に関するもの （労働安全衛生法第 2 0 条、一時に 3 名が負傷する災害）	1 件
伐木作業における保護帽の着用に関するもの （労働安全衛生法 2 1 条、死亡災害）	1 件
有害業務における作業主任者の選任に関するもの （労働安全衛生法第 1 4 条、死亡災害）	1 件
機械への巻き込まれ防止措置に関するもの （労働安全衛生法第 2 0 条、後遺障害を残す災害）	1 件

平成27年送検事例

事例1

定期賃金不払で事業者を書類送検

1 事件の概要

労働者19名に対し、3.5か月分の定期賃金（約900万円）を支払わなかった事業者について、法違反の是正を行わなかったため、最低賃金法（労働基準法）違反の容疑で検察庁に書類送検したものの。

2 罪名

最低賃金法違反

事例2

労使協定の限度を超える休日労働を行わせたことで事業者を書類送検

1 事件の概要

毎週1回の法定休日のうち、2週を通じ1回までの休日労働が可能となる休日労働に関する労使協定を締結していたため、2週間に少なくとも1回の休日を与えなければならなかったが、労働者1名に対し、2週間の間に休日を与えなかった事業者について、法違反の是正を行わなかったため、労働基準法違反の容疑で検察庁に書類送検したものの。

2 罪名

労働基準法違反

事例3

梁からの墜落により死亡した災害で事業者を書類送検

1 事件の概要

木造住宅新築工事現場の高さ約3メートルの梁上で建築作業を行わせるにあたり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、梁、桁等に板を敷く等により作業床を設けることをせず、墜落による危険防止措置を講じていなかったため、事業者を労働安全衛生法違反の容疑で検察庁に書類送検したものの。

2 罪名

労働安全衛生法違反

事例4

車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用した事業者を書類送検

1 事件の概要

敷地内の立木の枝切り作業を行わせるにあたり、車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用してはならないにもかかわらず、整地・運搬・積込み等に使用するトラクターショベルのバケット上（高さ約3メートル）に労働者を載せて作業を行わせ、もって主たる用途以外の用途に使用し、機械による危険防止措置を講じていなかった事業者を労働安全衛生法違反の容疑で検察庁に書類送検したものの。

2 罪名

労働安全衛生法違反